

## 令和4年第1回取手市議会定例会 議案概要

議案：	30件	条例の一部改正（一括改正含む。）	13件
		市道路線の認定・変更	2件
		工事請負契約の締結	1件
		令和3年度補正予算	6件
		令和4年度当初予算	7件
		令和4年度補正予算	1件
同意案：	10件	農業委員会委員の選任同意	10件
諮問：	1件	人権擁護委員の推薦	1件

### 議案第3号

#### 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（人事課）

人事院の勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、次の点について一括して改正するものです。

① 一般職職員の期末手当の支給月数の改定（令和4年度から適用）

令和4年6月・12月支給分：各1.2月（令和3年度は各1.275月）

再任用職員の期末手当の支給月数の改定（令和4年度から適用）

令和4年6月・12月支給分：各0.675月（令和3年度は各0.725月）

② 常勤特別職（市長・副市長・教育長）・一般職特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定（令和4年度から適用）

令和4年6月・12月支給分：各1.625月（令和3年度は各1.675月）

※ 令和3年人事院勧告で減額が予定されていた（一般職職員0.15月分、再任用職員・常勤特別職・一般職特定任期付職員各0.1月分）ものについては、令和4年6月支給分から減額

※ 令和4年度以降の会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、減額の経過措置期間の終了により、従前の各0.65月から一般職職員と同様に各1.2月となる。

※ 議員の期末手当の支給月数についても、②の常勤特別職の規定の適用を受けるため、条文上改正はないものの、同様に改定される。

#### 議案第 4 号

##### 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (人事課)

国家公務員について、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に係る事項（条例事項）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業等に関し、次の点について改正するものです。

- ・育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件の廃止

※介護休暇、介護時間についても規則改正により要件が廃止されます。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置に関し、次の点について規定化します。

- ・妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- ・勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

#### 議案第 5 号

##### 取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（情報管理課）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、本条例中でこれらの法律を引用する規定の改正を行うものです。

#### 議案第 6 号

##### 取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について（市民協働課）

施行から約 16 年が経過する本条例について、近年の様々な社会情勢の変化を受け、従来の男女間の性別の違いによる社会的格差を改善することだけでなく、男女共同参画の概念に性的マイノリティの方も含めたすべての人の人権を尊重することを加えるとともに、条例中の用語の整理・見直しを行うなど、所要の改正をするものです。

### 議案第 7 号

#### 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（文化芸術課）

ロビーのみでの使用を可能とするため、ロビーのみを使用する場合の使用料を新たに設定します。新たに設定する使用料は、大ホールの使用料に 100 分の 30 を乗じた額とし、令和 4 年 5 月 1 日以降の申請分から適用します。

### 議案第 8 号

#### 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

老人福祉センター（あけぼの、さくら荘）について、近年の利用者の状況などを踏まえ、継続的かつ効率的にサービスを提供していくため、これまで午前 9 時から午後 7 時までとしていた利用時間を変更し、午前 9 時から午後 5 時までとするほか、所要の改正を行うものです。

※ 老人福祉施設の入浴施設の利用時間は、午前 10 時からです。

※ 障害者福祉センター（あけぼの）の利用時間については、これまでと変更はありません。（午前 9 時から午後 4 時まで）

### 議案第 9 号

#### 取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

かたらいの郷について、近年の利用者の状況などを踏まえ、継続的かつ効率的にサービスを提供していくため、これまで午前 9 時から午後 9 時までとしていた利用時間を変更し、午前 9 時から午後 5 時までとするほか、所要の改正を行うものです。

※ 入浴施設の利用時間は、午前 10 時からです。

## 議案第 10 号

### 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

多子世帯における国民健康保険税の負担軽減の観点から、18歳以下の被保険者（未就学児を含む）のうち、第2子以降に係る被保険者均等割額を全額免除することとするため、本条例中関連する部分の改正を行うものです。

※参考：一人当たり被保険者均等割額

- ・ 基本額 医療分 21,000 円 後期支援分 10,000 円 合計 31,000 円
- ・ 2割軽減対象者 医療分 16,800 円 後期支援分 8,000 円 合計 24,800 円
- ・ 5割軽減対象者 医療分 10,500 円 後期支援分 5,000 円 合計 15,500 円
- ・ 7割軽減対象者 医療分 6,300 円 後期支援分 3,000 円 合計 9,300 円

## 議案第 11 号

### 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について（排水対策課）

下水道法施行令の改正が令和3年11月1日に施行され、都市下水路の維持管理の新たな基準として樋門又は樋管の点検に係る規定が追加されたことを受け、下水道法第28条第2項の規定により、同施行令が都市下水路を管理する地方公共団体において条例を定める際の参酌すべき基準とされていることから、本条例においても同様の基準を追加する改正を行うものです。

※ 追加する基準

「排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと。」

## 議案第 12 号

### 取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（特例法）が令和4年4月1日に施行されることを受け、特例法の施行日以後も引き続き本条例で定める地区内において畜舎等の用途制限を行うこととするための改正を行うものです。

### 議案第 13 号

#### 取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

都市計画法施行令の改正が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、都市計画法に基づき条例で定める市街化調整区域における開発行為等許可基準の一部について改正を行うなど、所要の改正をするものです。

① 災害ハザード区域の条例区域からの除外

市街化調整区域において特例的に開発等を認める区域として条例で定める区域について、災害ハザード区域を原則として除外する。

② 世帯分離における母屋住宅要件の緩和

世帯分離の場合に認められる開発行為について、これまで専用住宅としていた母屋住宅要件を緩和し、店舗等併用住宅を含む一戸建ての住宅とする。

### 議案第 14 号

#### 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（生涯学習課）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会を設置するに当たり、学校運営協議会委員に対する報酬及び費用弁償について新たに定めるための改正を行うものです。

- ・非常勤特別職の職名：学校運営協議会委員
- ・報酬（年額）：12,000 円

※ 参考：学校運営協議会とは

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されます。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」といいます。「コミュニティ・スクール」は、学校を応援し学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を担っていきます。

学校運営協議会の主な機能は、次の 3 つとされています。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

## 議案第 15 号

### 取手市消防団条例の一部を改正する条例について（消防総務課）

消防庁からの通知により消防団員の報酬等の基準が示されたことを受け、消防団員の報酬について、消防団員の基本給的性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的性格を持つ出動報酬の 2 種類に整理するほか、基準を受けて所要の整理を行うものです。

#### ① 年額報酬

基準において団員の階級のものについて年額 3 万 6,500 円が標準額とされたことから、標準額に合わせて増額することとし、上位の階級についても標準額と均衡を図り一部増額します。

#### ② 出動報酬

災害時の出動について 1 日当たりの上限額を 8,000 円とし、その他の出動等についても業務に応じて金額を定めます。

## 議案第 16 号 市道路線の認定について（管理課）

## 議案第 17 号 市道路線の変更について（管理課）

現在建設中の県道取手<sup>あづま</sup>東線小文間バイパスの整備に伴い、市道路線 1 路線を整理して終点を変更し、当該路線を改めて市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

## 議案第 18 号

### 3 社総交公区第 1 - 3 号駅前交通広場整備工事請負契約の締結について （区画整理課）

取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、既設の階段、防火水槽及び広場内の附属施設を撤去し、エレベーター及び防火水槽の新設工事を行うものです。

## 議案第 19 号から議案第 24 号まで 令和 3 年度各会計補正予算

議案第 19 号から議案第 24 号まで（令和 3 年度取手市各会計補正予算）の内訳

- 議案第 19 号 一般会計補正予算（第 18 号）
- 議案第 20 号 取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

## 議案第 25 号から議案第 31 号まで 令和 4 年度各会計当初予算

議案第 25 号から議案第 31 号まで（令和 4 年度取手市各会計当初予算）の内訳

- 議案第 25 号 一般会計予算
- 議案第 26 号 取手駅西口都市整備事業特別会計予算
- 議案第 27 号 国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 28 号 後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 介護保険特別会計予算
- 議案第 30 号 競輪事業特別会計予算
- 議案第 31 号 取手地方公平委員会特別会計予算

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

## 議案第 32 号 令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

## 同意案第 1 号から同意案第 10 号まで

### 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について（農業委員会事務局）

平成 31 年 4 月 1 日付けで就任した次の 10 人の委員の任期が令和 4 年 3 月 31 日ですれも満了することに伴い、引き続き各委員を農業委員（任期 3 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

- ① 同意案第 1 号 倉持 光男（くらもち みつお）氏
- ② 同意案第 2 号 塚本 晃（つかもと あきら）氏
- ③ 同意案第 3 号 海老原 丈夫（えびはら たけお）氏
- ④ 同意案第 4 号 吉川 道雄（よしかわ みちお）氏
- ⑤ 同意案第 5 号 櫻井 光希（さくらい こうき）氏
- ⑥ 同意案第 6 号 天津 一夫（あまつ かずお）氏
- ⑦ 同意案第 7 号 牧野 一江（まきの かずえ）氏
- ⑧ 同意案第 8 号 天津 幹男（あまつ みきお）氏
- ⑨ 同意案第 9 号 櫻井 静枝（さくらい しずえ）氏
- ⑩ 同意案第 10 号 小磯 俊明（こいそ としあき）氏

## 諮問第 1 号

### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和元年 7 月 1 日付けで就任した成松 文子氏（現在 7 期目）の任期が本年 6 月 30 日で満了することに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員（任期 3 年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。